

柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務委託 仕様書

1 委託件名

柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務委託

2 適用範囲

市内全域

3 業務目的

地域住民の利便性向上に向け、地域の現状や将来動向、住民の移動実態等を整理・把握し、地域特性に応じた効率的なコミュニティ交通の新設および再編について検討を行う。

なお市内には、市東部・南部地域を運行している「かしわコミュニティバス ワニバース（逆井・南増尾・沼南コース）」（以下 ワニバース 南部ルート）と柏駅からウエルネス柏間を運行している「かしわコミュニティバスワニバース 市役所ルート」（以下 ワニバース 市役所ルート）、デマンド交通として市東部地域を主に運行している予約型相乗りタクシー「カシワニクル」があり、コミュニティ交通の新設に際しては、これらに影響のないよう考慮することとする。また、再編検討はワニバース 南部ルートを対象とする。

事業者の選定にあたっては、現状の課題を的確に把握し、具体的な対応策を検討する必要があることから、実績や経験に基づく事業者からの提案・企画力など、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要があるため、プロポーザル方式により実施する。

4 履行場所

市指定場所

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

6 業務内容

【1】市内の公共交通を取り巻く状況の整理・分析・調査

(1) 市内の現況調査

以下の項目に関し、現在の状況について調査・分析を行い、課題等の整理する。ただし、当該整理を行うために必要な項目が生じた場合は、市と協議の上、追加するものとする。

- ・地域の人口（人口動向、人口密度、高齢者人口、昼間人口等）
- ・地域の施設立地状況・開発状況（公共公益施設、スーパー、観光地・施設等）
- ・地域の地形状況・道路状況（道路構造、交通規制、交通機関運行状等）
- ・公共交通不便地域の現況 など

(2) 移動・交通実態調査

以下の項目に関し、携帯電話等の位置情報をもとに人の移動の情報を把握

できるビッグデータを用いて市民の移動、交通需要等の現況について調査・分析を行い、課題等の整理する。

ただし、当該整理を行うために必要な項目が生じた場合は、市と協議の上、追加するものとする。

- ・地域住民の交通需要方向その他移動実態
- ・地域住民の既存駅・バス停等利用状況

(3) 地域公共交通に関する課題の整理

(1)～(2)の調査・検討結果を踏まえ、地域公共交通に関する課題を整理する。

【2】新規コミュニティ交通の検討

新規コミュニティ交通について、以下の項目の検討・提案を行う。

(1) コミュニティ交通の新設検討数

【1】を踏まえ、3案程度のルート又はデマンド区域案と各案2パターン程度の運行時間帯および運行間隔等の提案を行う。

(2) 利用者数の推計

車両、運行間隔、運行時間、運賃などの前提条件を設定し、市内バスの利用者数や他市のコミュニティバスで公表されているバス停別の利用者数、

【1】を踏まえて利用者数を推計する。

(3) 事業費の検討

初期整備費用や運行経費、運賃収入について、市内バス事業の実施状況や先進事例、既存資料を参考に算出する。

(4) 事業採算性の評価

運行ルートやサービス水準を複数ケース設定し、事業採算性を評価する。

(5) 事業手法の検討

ワニバスの新規路線を検討する場合の事業主体、バス車両所有形態、試験的導入の有無などの事業手法について要件や留意点を整理して比較・検討する。

(6) 新規候補路線の評価

以上の検討を踏まえ、(1)の新規ルート案について総合的に優先順位をつける。

(7) 報告書作成

(1)～(6)で検討を行った業務成果について、成果品としてとりまとめを行う。

【3】ワニバス南部ルート of 再編検討

ワニバス南部ルート3コースの既存路線再編にあたり、**【1】**の調査を踏まえ、更に以下の項目を調査し、再編案の検討を行う。

(1) 課題等に対する現状調査・分析

①利用実態調査（バス停留所間利用実態調査及びアンケート）

既存3路線を対象にOD調査及びアンケートを実施し、利用区間、停留所利用者数を以下の各属性区分において把握・整理することで、課題等の整理のための基礎的な資料とする。

- ・性別
- ・年代別（（例）未就学児，学生，一般，高齢者）
- ・曜日別（（例）平日，休日）
- ・時間帯別（（例）朝，日中，夕方以降）

ア. 調査方法

乗車時に調査票を配布し、OD調査は車内回収、アンケートは郵送により回収することとし、配布・趣旨説明は調査員がバスに乗車して実施する。なお、調査票の印刷等に係る経費については受託者において負担する。

イ. 調査日

平日、休日の各一日間

（3路線は同日に調査し、沿線に特殊な行事等がない日に実施することとする。）

(2) 検討する再編案

既存の南部ルート3コース全体に対し、以下の項目を勘案し、6案程度の再編案を提示すること

- ①既存路線の再編案のパターン提示とこれに係る分析（需要予測等）・試算
- ②運行本数、運行時間に係る分析・試算等
- ③使用車両数及び運行時間帯については原則として現状の条件を踏襲する。
- ④現行の定時定路線型によらない方式の運行について、【3】(2)③によらず勘案し複数案を提示する。

(3) 事業性の最適化

- ①事業性の最適化について運賃外収入を増やす方策の提言
- ②運賃改定案の提示とこれに係る分析・試算（概ね2案以上提示すること。）

(4) 運行管理上の課題に係る調整（4回程度）

運行事業者へのヒアリング，調整を4回程度行う

(5) 再編候補路線の評価

以上の調査をもとに、(2)の再編案について総合的に評価し、優先順位をつける。

(6) 報告書作成

(1)～(5)で行った業務成果について、成果品としてとりまとめを行う。

7 成果品の作成

成果品は下記のとおりとし、履行期間満了日までに市担当者に提出すること。

- (1) 業務報告書：3部（A4判，加除式ファイル）
- (2) その他監督員が指示したもの：一式

(3) 上記(1)(2)の電子データ：1部

なお、成果品の著作権については、すべて柏市に帰属するものとする。

注1) 電子データの提出に当たっては、原則としてCD-Rを使用すること。

注2) 使用アプリケーションについては、ワープロはMicrosoft 社製 Word、表計算ソフトはMicrosoft 社製 Excel を使用すること。その他、特定のアプリケーションに依存するデータのファイル形式については、市と協議の上使用すること。

注3) 打合せ記録簿以外の電子データについては、オリジナルデータのほか、PDF形式のファイルも作成し、提出すること。

8 貸与資料

市は業務委託の実施に必要な資料を受託者に貸与することができる。

その場合、受託者は市へ資料借用書を提出すること。本業務終了後、貸与された資料については市の指示に従い、速やかに返還すること。

なお、市の許可を受けて資料を複写または複製したときは、業務委託完了時に当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないように処分するとともに、その旨を市担当者へ書面にて報告すること。万一、貸与資料を紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において原状に復し返還しなければならない。

9 体制

- (1) 受託者は、調査にあたり、主任技術者をもって業務を行わせなければならない。
- (2) 主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使または業務の履行に関する技術上の管理をする者をいう。
- (3) 主任技術者は、技術士（建設部門（都市および地方計画））または RCCM（都市計画および地方計画）を有し、本委託と同様の業務の経験を有すること。
- (4) 受託者は契約締結後、速やかに主任技術者を選任し、主任技術者届および上記(3)の業務経験が確認できる書類を提出すること。

10 完了

本委託は全ての成果品を納品書とともに提出し、完了検査に合格時に完了と認める。

11 支払方法

完了検査終了後、一括支払いとする。

12 注意事項等

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、その目的を十分理解した上で、市担当者と密接な連絡をとり、この仕様書に基づき漏れののないよう行うこと。
- (2) 本委託業務の実施については、契約締結後、速やかに委託着手届および委託実施計画書を提出すること。
- (3) 本業務委託が完了したときは、遅滞なく市へ完了届を提出すること。
- (4) 本委託業務により作成する資料、図面等については、その都度速やかに作成す

ること。

- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、速やかに市担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、市担当者の指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施にあたり、知り得た情報を委託業務の実施以外の目的に使用し、または第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本委託業務の履行にあたり、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市の責に帰する理由により生じた損害についてはこの限りではない。
- (9) 受託者は、検査完了後であっても、成果品に受託者の責任に起因する瑕疵が発見された場合は、修正などの必要な処理を受託者の負担において行うものとする。
- (10) 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、個人情報の保護を図るとともに、その取扱いは「個人情報を取り扱う委託契約の特記事項」に定めるところによること。

連絡先 柏市 土木部 交通政策課 担当 ○○

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1219（直通） FAX 04-7160-1788